

事務局長	係長	係

第2回大町町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年8月3日（木）午前9時00分～午前10時00分

2. 開催場所 大町町役場 中会議室（2階）

3. 出席者（10名）

委員	永尾 敏行	農地利用最適化推進委員	山崎 和幸
委員	山下 洋一	農地利用最適化推進委員	牛島 幸雄
委員	武村 哲也	農地利用最適化推進委員	永尾 勝芳
委員	竹下 砂男		
委員	梶原 一郎		
委員	中島 英昭		

4. 欠席者（0名）

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

委員 ■番 ■■ ■■

委員 ■番 ■■ ■■

第2 【議案第1号】 令和5年度農業経営基盤強化促進法（第5号）の諮問について

【議案第2号】 農地法第5条の規定による農地の転用について（1件）

6. その他

7. 農業委員会事務局

事務局長	高田 匡樹
副課長	千住 靖弘
係長	津野 弘樹
主事	竹下 裕哉

8. 会議の内容

事務局長 おはようございます。ただ今から令和5年第2回大町町農業委員会総会を開催いたします。出席委員は7名中7名で定員の過半数に達しておりますので、総会は成立しております。農業委員会法により議長は会長が務めることになっておりますので、以降の進行は永尾会長にお願いいたします。

議長 それでは、これより議事に入りますが、まず、議事録署名委員については、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 それでは議事録署名委員は■番■■■■委員と■番■■■■委員をお願いいたします。なお、本日の議事録書記には■■氏を指名いたします。それでは、議案に入ります。議案第1号令和5年度農業経営基盤強化促進法(第5号)の諮問について議題に供します。事務局から議案第1号の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 おはようございます。それでは、議案第1号令和5年度農業経営基盤強化促進法(第5号)の諮問について、説明をいたします。2ページの農用地利用集積計画表をご覧ください。

【以下、議案書に基づき議案第5号令和5年度農業経営基盤強化促進法(第5号)の諮問についての内容を朗読及び説明】

以上、計画の内容は経営面積等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると思われまふ。以上で議案第1号の朗読及び説明を終わります。

議長 ありがとうございます。何かありませんか。

(質問・意見等なし)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。議案第1号令和5年度農業経営基盤強化促進法(第5号)にかかる農用地利用集積計画の諮問について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 議案第1号令和5年度農業経営基盤強化促進法(第5号)にかかる農用地利用集積計画の諮問について、賛成多数により原案の

とおりに決定いたしました。

続いて、議案第 2 号農地法第 5 条の規定による農地の転用（1 件）について事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは 4 ページをご覧ください。

令和 5 年 7 月 28 日に申請があった分について説明をさせていただきます。

【以下、議案書に基づき議案第 2 号農地法第 5 条の規定による農地の転用（1 件）についての内容を説明】

事務局

次に、別紙の「農地法第 5 条の規定による許可申請書に係る意見書」をご覧ください。

農地区分は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり、第 2 種農地となっております。農業委員会の意見として、【1.農地の区分と転用目的。申請土地が農用地区域内農地（一時転用の場合）、第 1 種農地（地域の農業の振興に資する施設に該当する場合）又は第 2 種農地である場合において、その農地を申請とすることがやむを得ないと認められるときは、その理由】というところですが、申請地は中山間地域等に存在し農業公共投資の対象となっていない小集団の第 2 種農地である。今回、借受人が使用していた資材置場（1,129 m²）が近接する杵島汚泥再生処理センターの調整池として買収されたため、資材置き場の確保が必要となり申請されたものである。申請地以外に代替できる適当な土地が見当たらないため、申請地を転用することはやむを得ないと認められるため、適当であると思われま。【2.資力及び信用】必要な資金の調達については、金融機関の残高証明が添付されており適当と考えられます。【3.転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の有無】については、申請地 2 筆のうち 1 筆に抵当権が設定されているが、今後抹消手続きを行うことを相手方にも伝えてあるため適当であると考えられる。【4.申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性】については、土地使用貸借契約書（案）が添付されているため確実であると判断できます。【5.行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込み】については、都市計画法の開発許可の要否は「否」であり、該当はありません。【6.農地以外の土地の利用見込み】については、該当ありません。【7.計画面積の妥当性】については、土地利用計画図及び現地確認の結果から規模は妥当であり、適当であると思われま。【8.宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性】については、該当なしです。【9.周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無】については、日照に影響する建物の建設はされず、排水は雨水が主であり、自然流下で水路へ放流し、隣接農地への流

出はないため支障はないと判断されます。【10.地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保への支障の有無】については、大町町は地域計画未策定であり、農地の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれは認められないことから支障はないと判断できます。【11.一時転用である場合にはその妥当性】については、一時転用ではないので、該当なしです。【12.法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況】については、該当ありません。

以上により、本案件については、許可相当ではないかと思われ
ます。

議 長 ありがとうございます。質問等ございませんか。

(質問・意見等なし)

議 長 それでは、採決いたします。議案第2号農地法第5条の規定による農地の転用（1件）について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

■■委員 資材置場の乗入口が明記されていませんがどの辺に設けられる
のですか。

事務局 図面でいうと南西側に設けられる予定です。

■■委員 わかりました。配水についてですが、自然流下となっています
が排水口はどこですか。

事務局 現地写真をご覧ください。
【以下、現地写真をもとに排水口等について説明】

議 長 他にありませんか。

■■委員 申請地の北側の農地に行く道が無いように見えますが。

■■委員 資材置場予定地と川の間には道があります。

議 長 他にありませんか。

(質問・意見等なし)

議 長 それでは、採決いたします。議案第 2 号農地法第 5 条の規定による農地の転用（1 件）について、賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議 長 議案第 2 号農地法第 5 条の規定による農地の転用（1 件）について、原案のとおり可決されました。

議 長 他になければこれで終わりたいと思いますので、閉会をお願いします。

副議長 それではこれもちまして、第 2 回大町町農業委員会総会を閉会いたします。次回の農業委員会総会は、9 月 4 日（月）に開催いたします。本日はお疲れ様でした。

上記のとおり大町町農業委員会議事録記載に相違ないこと記することに署名する。

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員